



法務省式ケースアセスメントツール（M J C A）の新たな活用の試み —少年院から社会内処遇への「橋渡し」として—

矯正研修所効果検証センター効果検証官補 原はら 猪いの 田だ 爪づめ 杏きょう 子すけ 介すけ

一 はじめに

少年院では、在院者一人一人が、非行・犯罪をせずに、社会の一員として自らの居場所を見つけ、役割を果たしていくよう、個々の特性に応じた矯正教育や社会復帰支援を日々行っています。在院者にとって、少年院からの出院は、矯正教育や社会復帰支援を一旦終え、家族や社会で彼らを支援してくれる方に迎えられて、新しい生活の一歩を踏み出す大切な節目の日です。このとき、少

えます。

ところで、少年鑑別所では、少年院からの依頼を受け、在院者に対する鑑別を行つており、個々の在院者に定められる教育目標の達成状況などを調査・分析し、少年院にその結果を書面で伝達します。これを処遇鑑別と呼んでおり、令和四年度からは、すべての在院者に対して、原則として在院中に処遇鑑別を行うこととし、少年院において更に取り組むべき課題に対応した処遇方針を提案したり、保護観察所等との処遇方針の共有に役立ててもらつたりすることとしました。

矯正研修所効果検証センターは、法務省矯正局と共同

に確認することができました。M J C Aという共通の「ものさし」で、少年院での矯正教育による改善状況などを把握し、これを関係者と共有することが、社会での処遇へと処遇方針を引き継ぐ、いわば「橋渡し」を可能にするものと考えますので、本稿では、M J C Aを活用した調査結果の概要などを御紹介していきます。

二 M J C Aと少年院における処遇鑑別

(一) M J C Aの概要（図1）

はじめに、M J C Aについて簡単に紹介します。具体的な構成や項目の例などは、法務省ウェブサイトにも資料が掲載されていますので、御覧ください。

M J C Aは、少年鑑別所では、家庭裁判所の審判のための鑑別の資料の一つとして活用されており、「再非行の可能性及び教育上の必要性」を定量的に把握することができます。全五二項目（静的領域二四項目、動的領域二八項目）から構成されており、鑑別担当者が、各項目を評定基準に沿って数値として評定します。

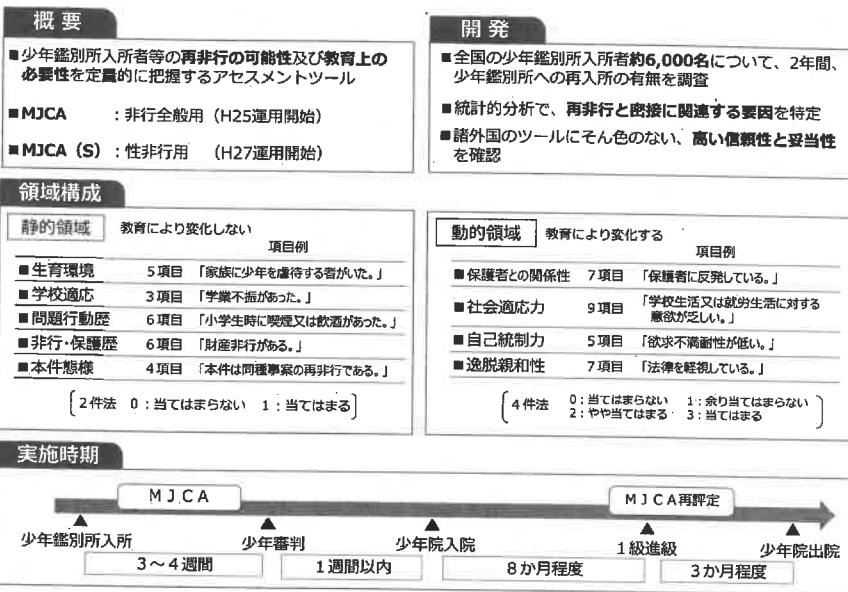


図1 法務省式ケースアセスメントツール (MJCA) の概要

(二) 処遇鑑別でMJCAを活用することの意義

MJCAでは、再非行の可能性及び教育上の必要性を把握し、改善に向けて優先的に働き掛ける必要のある課題、すなわち教育目標をプロフィールとして表示することができます。先ほど御紹介した処遇鑑別において、再度、MJCAの評定を行い、例えば、これらの数値等の低下が、矯正教育を通じて期待される変化、非行の背景にある課題や事情の改善、あるいは低減を示していることを統計的に確認することができれば、客観的な指標を用いて教育の進捗状況を確かめたり、働き掛けの重点を再検討したりする際の資料として活用できるようになります。

処遇鑑別は、ふだんの生活の様子をよく知る少年院の職員とは異なり、少年鑑別所の職員による面接を通じて行われます。在院者にとって、これまでの少年院での生活について、具体的なエピソードを交えながら振り返り、自分なりに感じたことを言葉で伝える過程は、自らの変化や成長を確かめる機会となるほか、処遇鑑別を契機とした働き掛けにより、残された少年院生活や社会復帰に

向けたモチベーションを改めて高める切っ掛けにもなり得ます。他方で、こうした機会は、在院者本人も、処遇鑑別の担当者も少年院の法務教官も、意図していないくても、在院中に好ましい変化や成長を遂げ、矯正教育の効果が上がっていることへの期待に沿う方向に傾く可能性があります。都合の良い解釈を避けるためには、客観性の確保が重要であり、そのために、処遇鑑別では、在院者の認識に加えて、具体的な行動の変化や特徴など、できるだけ多様な観点からのエピソードや資料などを収集・確認することになります。MJCAは、こうした具体的な情報を元に評定を行っていくものですので、処遇鑑別における客観性の担保という点でも有効と言えます。

MJCAは、少年鑑別所在所中に審判のための鑑別の資料の一つとして、既に全五二項目が評定されており、少年院在院中の処遇鑑別の際に実施するMJCAは「再評定」という位置付けになります（図1下段）。

五二の項目は、静的領域と動的領域の二つの領域に分けられます。静的領域に含まれるものとしては、生育環境や非行歴等があり、これらは教育によつても評定が好ましい方向に変化することはありません。他方、動的領

域は、教育による変化が見込まれる項目で構成されていますので、MJCAの再評定では、そのアセスメントの中心は矯正教育等により変化し得る動的領域となります。例えば、「保護者との関係性」の領域の評定に当たっては、少年院での面会場面等に、「社会適応力」の領域については、学校や職場といった一般社会への適応状況の代わりに少年院生活への適応状況等に着目して評定していく^①。評定の対象となる場面設定が、審判のための鑑別時のMJCAとは若干異なる場合がありますが、在院者が抱える課題の大きさや適応状況について、同じ「ものさし」で審判のための鑑別時と再評定時とを比較することができます。

なお、審判のための鑑別時と再評定時のMJCA得点の変化は、個別の特殊な事情がない限り、矯正教育を通じた在院者の変化を反映したものと考えています。

三 MJCAを活用した在院者に対する調査

それでは、在院者に対するMJCA調査の具体的な内容を紹介していきます。

(二) 調査の枠組と目的（図2）

今回は、少年院入院前に当たる、審判のための鑑別時と、少年院入院中の再評定時の二時点間の対象者のMJC Aの結果を比較することとし、矯正教育等による在院者の変化と再犯・再非行の可能性との関連について、統計的な手法を活用して二つの調査を行いました。

まず、【調査1】では、審判のための鑑別時と再評定時のMJC A得点の変化を調べました。MJC Aでは、得点の高低が教育上の必要性の高低を意味しており、得点が低下した場合には、在院者の教育上の必要性が低減したことの意味するものと考えています。

続いて、【調査2】では、MJC A得点の推移と再犯・再非行との関連について検討しました。ここでは、矯正教育を通じてMJC A得点が低下した場合に、それが実際に再犯・再非行の抑止につながっていることが仮説として期待されることになります。

(二) 調査対象者と使用データ

法務省矯正局では、平成三〇年前後の約一年間にわたり、在院者に対し、処遇段階が一級（処遇の最終段階）

である期間に、少年鑑別所職員によるMJC Aの再評定を実施しました。このときに収集したデータのうち、今

回は、調査の目的に沿うよう、調査対象者は、再評定から出院までの期間が一八〇日未満の者に限定したほか、審判のための鑑別時から再評定時までの間に受けた矯正教育以外の要因の影響が大きいと考えられる特殊な事例を取り除き、九二四名（男子七六三名、女子一六一名）としました。

分析の対象とする項目は、審判のための鑑別時及び再評定時のMJC A得点のほか、再犯・再非行との関連性を検討する上で参考になるものとして、性別や年齢なども使用しました。また、何をもって再犯・再非行とするかについては、対象者の年齢に鑑みて成人後の再犯状況までを含めることとし、「出院後二年以内の少年鑑別所への再入所又は刑事施設への入所（未決入所を含む）」としました。⁽⁵⁾

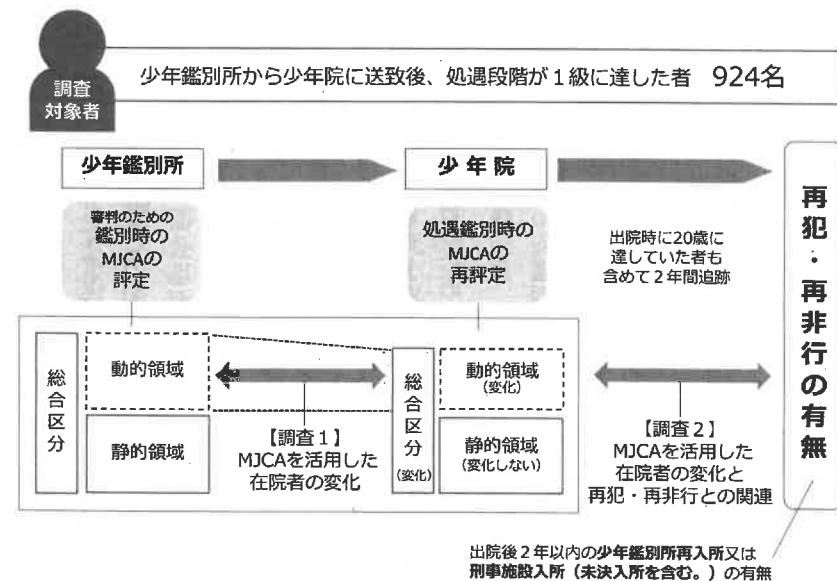


図2 調査の枠組と目的

(一) 審判のための鑑別時と再評定時のMJC A得点の比較（図3）

【調査1】として、審判のための鑑別時と再評定時のMJC A得点の比較を行った結果、静的領域と動的領域を合成して算出された総合加重得点、動的領域合計得点、四つの動的下位領域得点は、いずれも審判のための鑑別時よりも再評定時の方が低下し、それらは統計的に意味のある差であることが確認されました。⁽⁶⁾

また、動的領域の個々の項目（二八項目）の得点について、審判のための鑑別時と再評定時との分布を比較したところ、こちらも全項目で、審判のための鑑別時から再評定時にかけて得点が低下していました。

図3に示した各得点の審判のための鑑別時と再評定時の比較については、対象者全体だけでなく、対象者を性別、年齢群別、少年院入院歴の有無別、処遇の期間別、再犯・再非行の有無別に分割し、同様の分析を行いました。その結果、いずれの属性のグループでも、全てのMJC A得点について低下が認められました。

四 MJC Aを活用した在院者の変化【調査1】

下は、最終的には、再犯・再非行の抑止につながっていることが仮説としては期待されます。ここで、「調査2」の具体的な内容に入る前に、「MJCA得点の低下」として、何に着目することとしたかにも触れます。

MJCAでは、「調査1」で使用した領域得点に加え、再非行の可能性及び教育上の必要性の程度を端的に示す指標として「総合区分」というものが設定されています。総合区分はL I (レベル1)からL IV (レベル4)まであり、各対象者について、その得点に基づき四段階の区分のいずれかが割り振られ、レベルが上がるにつれて再非行の可能性及び教育上の必要性が高いとされます。この総合区分という切り口は、シンプルで分かりやすいため、【調査2】では、総合区分の推移という観点から検討することとしました。

まず、調査対象者における総合区分の推移の実態を見てきます。総合区分は、静的領域と動的領域を合成して算出された総合加重得点に基づいて設定されます。そのため、静的領域得点の高い者は区分が低下しにくいといった制約がありますが、調査対象者のうち三割強において、審判のための鑑別時から再評定時にかけて総合区

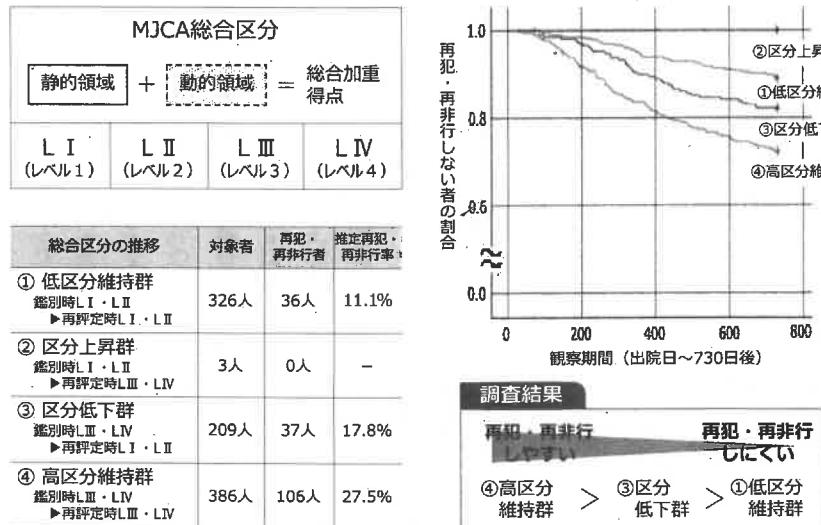


図4 MJCA総合区分を活用した在院者の変化と再犯・再非行との関連【調査2】

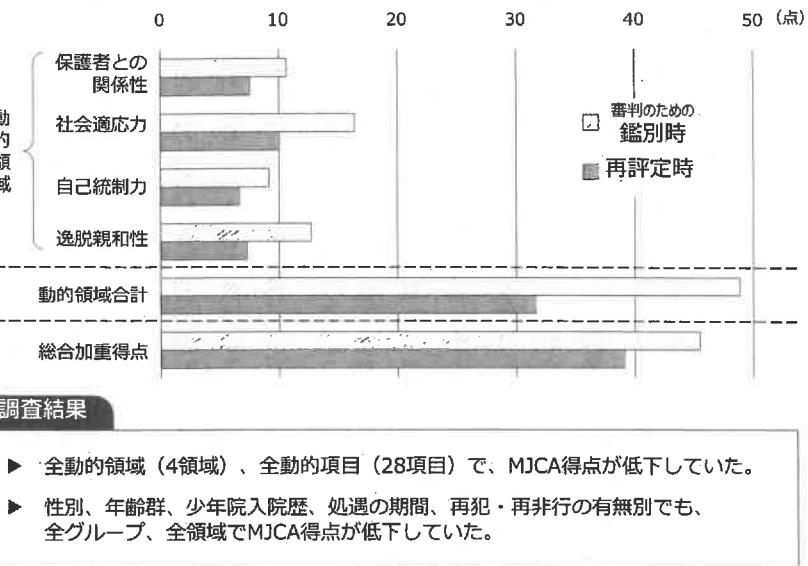


図3 MJCAを活用した在院者の変化【調査1】

(二) MJCA得点の低下の意味

【調査1】の結果から、性別や年齢群等に関わらず、様々な対象者に共通して、MJCAによって把握される教育上の必要性が、在院期間を通じて低減していることが分かります。MJCAの評定内容は、矯正教育の指導上のねらいとおおよそ重なりますので、期待どおりの結果と言えます。

また、再犯・再非行の有無別に検討したところ、再犯・再非行のあつた者もMJCA得点の低下が確認され、矯正教育を通じて改善や成長を示していたことがうかがわれます。再犯・再非行の抑止においては、こうした改善や成長を出院後も長く維持できる環境を整えていくことが重要な要素であると言えます。

五 MJCAを活用した在院者の変化と再犯・再非行との関連【調査2】

【調査1】で示された在院期間中のMJCA得点の低

分の低下が認められました。⁽⁷⁾

さらに、L-IからL-IVまでの各区分の人数構成を見る
と、審判のための鑑別時にL-I又はL-IVとされた者は、
統計的検討のために必要な対象者数が不十分でした。そ
の背景には、審判のための鑑別時にL-Iとなる者は、再
犯・再非行の可能性が低い集団に属するため、少年院送
致の決定がなされない場合が多いこと、M-J-C-Aの性質
上、L-IVとなる者は元々少數であることが関係していま
す。

このように、区分によって対象者数に限りがあるとい
う制約や分析結果の解釈しやすさの観点から、【調査2】
では、総合区分のL-I・L-IIを「低区分」、L-III・L-IV
を「高区分」としてそれぞれまとめた上で検討を進めま
した。

(II) M-J-C-A総合区分の推移別の再犯・再非行の状況

【調査2】では、図4のとおり、総合区分の推移により、
「①低区分維持群」、「②区分上昇群」、「③区分低下群」、「④
高区分維持群」という四つの群を設定し、各群の再犯・
再非行の状況を分析しました。⁽⁸⁾その結果、審判のための

についても、矯正教育を通じてその区分を低下させるこ
とで、再犯・再非行の抑止が可能となることが分かりま
した。【調査1】において、審判のための鑑別時から再
評定時にかけてのM-J-C-A得点の低下は、再犯・再非行
のあつた者にも生じていたことを考え合わせれば、得点
の低下のみをもつて再犯・再非行の抑止につながる変化
があつたと一概に言うことはできません。しかし、M-J
C-Aの総合区分を手掛かりとし、高区分（L-III及びL-IV）
から低区分（L-I及びL-II）に低下した場合には、再犯・
再非行の抑止につながる在院者の教育上の必要性の低
減、すなわち教育による好ましい効果が認められたと見
なせると考えます。

加えて、高区分から低区分に変化した者であつても、
審判のための鑑別時から一貫して低区分であつた者と比
較すれば、再犯・再非行の可能性は依然として高いこと
も、注目すべき点です。再犯・再非行抑止の観点から在
院者への効果的な働き掛けを考える際には、審判のため
の鑑別時と再評定時のM-J-C-Aの結果を総合的に検討す
ることが有用と言えます。

在院者は、今回設定した四つの群のいずれかに該当し

鑑別時に高い総合区分を示した二つの群（「③区分低下群」
及び「④高区分維持群」）のうち、再評定時に総合区分が
L-I・L-IIに低下した「③区分低下群」は、再評定時も
総合区分がL-III・L-IVのままであった「④高区分維持群」
よりも再犯・再非行に至る可能性が低い群であることが
示されました。また、審判のための鑑別時と再評定時の
総合区分が一貫してL-I・L-IIであった「①低区分維持
群」については、上記二群より更に再犯・再非行に至る
可能性が低いという特徴が見られました。

なお、「②区分上昇群」は対象者がごく少數であり、
統計的な検討に十分な人数が不足しているため、図4の
グラフ上はあくまでも参考として示しています。この群
には、少年院処遇にうまく適応できず問題行動が見られ
た者のか、審判のための鑑別時から再評定時にかけて
静的領域得点に変更があつた者も含まれています。

(III) M-J-C-A総合区分の推移別の在院者への働き掛け のポイント

総合区分の推移別に見た再犯・再非行の有無等の状況
から、審判のための鑑別時には高区分に位置していた者

ますが、該当者がごく少數であつた「③区分上昇群」を
除いた三つの群それぞれに対する、出院後の再犯・再非
行抑止に向けた効果的な働き掛けのポイントについて、
M-J-C-Aの再評定から示唆されたことを御紹介していき
ます。

まず、「①低区分維持群」については、矯正教育を通
じて、M-J-C-Aで把握する再非行の可能性や教育上の必
要性を低水準のまま維持しています。こうした状態を出
院後の安定した生活につなぐためには、M-J-C-Aで把握
し切れていない、対象者が抱える固有の問題についても
改善が図られているか、面接や課題への取組状況等から
確認し、必要に応じて助言や指導を続けていくことが必
要になるものと考えます。

次に「③区分低下群」については、再犯・再非行の抑
止につながり得る矯正教育の効果が得られていると考え
ます。しかし一方で、この群には、元々の生育上の問題
などの課題を相応に抱えている者が多いと考えられます
ので、出院後の対象者を取り巻く環境次第では、問題性
の再発や深刻化が懸念されます。改善が図られた領域を
「強み」や「資源」として対象者に認識させることや、

出院後に直面することが想定される課題への具体的な対処の方法を準備しておくよう、在院中から指導しておくことなどが必要と考えます。

そして、「④高区分維持群」については、M J C Aの総合区分の推移で見た場合、再犯・再非行の抑止につながり得る矯正教育の効果を確認できませんでした。しかし、M J C Aの個々の領域や項目に着目したところ、小さくとも変化が認められる点はありましたので、それを手掛けたりに矯正教育を通じて改善した面や、更に働き掛けが必要となる点について丁寧に検討し、再犯・再非行の抑止の観点から、社会内で指導に関与する保護観察官等との間で、遭遇上特に留意すべき事項などを共有することが大切になるものと考えます。

六 おわりに

今回の二つの調査から、次の点が明らかになりました。

【調査1】審判のための鑑別時から再評定時にかけて、在院者の教育上の必要性を示すM J C A得点の平均

の背景や意味するところも含めた検討が必要であることは変わりません。

なお、これまで御紹介したような形で、M J C Aを活用していくためには、その再評定が適切に行われる事が前提になります。再評定の参考とする情報については、チエックリスト等が設けられていますが、在院者の少年院における生活場面に関する具体的なエピソードや行動面での特徴については、遭遇鑑別の担当者と少年院で在院者の生活状況をよく知る法務教官との意見交換ができることも大切なことと考えます。

冒頭に紹介しましたが、令和四年四月以降、全在院者に対して、原則として遭遇鑑別を実施し、その際にM J C Aの再評定を行うことになりました。こうした運用が、在院者に対する矯正教育の更なる充実化に資するものとなるよう、引き続き、法務省矯正局と矯正研修所効果検証センターとで連携し、必要な調査・分析等を行い、少年院・少年鑑別所において参考となる資料の提供に取り組んでいきたいと考えています。

値は低下している。

【調査2】審判のための鑑別時から再評定時にかけて、在院者の教育上の必要性の低減を示すM J C A総合区分の低下が、再犯・再非行の抑止につながっている。

今回、M J C Aというアセスメントツールを活用することで、在院者の変化や成長を、再犯・再非行との関連も含めて客観的に把握し、矯正教育の効果をいわば可視化できることを確認しました。今回の調査結果から、全国の在院者の全般的な傾向をとらえることができました。が、在院者一人一人の立ち直りの支援に当たっては、いうまでもなく、M J C Aの結果を参考にしつつ、彼らの特性、置かれている生活環境などの具体的な事情なども踏まえて、再犯・再非行の抑止に向けて効果的な働き掛けを考えていくことが必要になります。

M J C Aは、対象者の多様な特性のうち、再非行の可能性や教育上の必要性という側面を切り取って数量化したもので、関係機関との間で、M J C Aの結果に関する正確な情報共有を図る際には、M J C Aの特徴と限界を十分に踏まえつつ、単なる数値情報だけではなく、そ

謝 辞

調査・分析に当たっては、矯正研修所効果検証センターのアドバイザーとして、聖マリアンナ医科大学の安藤久美子准教授、東京医科歯科大学の岡田幸之教授及び甲南女子大学教授の森丈弓教授から、多くの貴重な御助言と御示唆をいただいたことを御紹介するとともにお礼を申し上げます（アドバイザー名は五十音順）。

(1) M J C Aの再評定では、少年院の個別担任から鑑別担当者に必要な情報を引き継ぐ仕組みがあり、対象者の少年院での生活ぶりをM J C Aの再評定結果に反映しやすくなっています。

(2) 少年院在院番号の偶奇性にのつとり対象者データを選定している。ただし、女子少年は、再評定実施対象者の人数の確保が困難であったため、計画的に実施された再評定に限らず、過去にM J C A再評定を実施した者も幅広く分析対象に加えた。その結果、本調査の女子少年のデータには、一般の女子少年院在院者に比べて知的能力に制約のある者の割合が高く、在院期間が長いといった特徴があるものの、本調査の主眼であるM J C A得点及び再犯・再非行率について、一般の女子少年院在院者との違いは見られなかつた。

(3) 通常の実務では、遭遇鑑別実施時点での出院日は確定していない。今回設定した再評定から出院までの期間は、分析対象者の出院後に事後的に算出したものである。

(4) 具体的には、在院中に再逮捕され、保護処分の打ち直しがなされたケースや、在院中に検察官送致後に少年院に復院したケースなどである。

(5) 予後追跡を開始する前の事件による再入所は、再犯・再非行には含まれない。また、成人後の再犯状況は、法務省矯正局で入手可能なデータの範囲にとどめている（刑事施設に入所することなく有罪判決（罰金刑、執行猶予付きの懲役刑等）を受けた場合の情報は入手できず、再非行の定義（少年鑑別所への再入所）と全く同等には扱えない点に留意が必要である）。

(6) 以下の分析結果の記載は全て、統計的検定により根拠を得られたものである。

(7) 紙面の都合で分析結果の詳細は割愛するが、審判のための鑑別時だけでなく再評定時のM J C A 得点も、「区分が高いほど再犯・再非行の可能性が高い」という基本的なアセスメントモデルは検証された。加えて、ROC曲線によるA U C 値の検討を通じて、再評定時のM J C A 総合加重得点による再犯・再非行の予測精度を調べたところ、鑑別時と予測精度は大きく変わらなかつた。

(8) ここでは、生存時間分析の代表的な手法の一つであるカーブランマイヤー推定法を用いた。これは、再犯・再非行などの特定のイベントが起きるまでの時間の長さを分析する方法である。

(9) 静的領域の得点は基本的に変化しないものの、少年院入院後、生育歴について新たな事実が判明するなどして、再評定時に静的領域得点の修正が必要になる場合がある。